

宅地被害状況

本市では、この度の東日本大震災により、東部沿岸地域の津波被害のみならず、丘陵部地域の宅地においても非常に多くの地域で甚大な被害を受けました。特に、中心部から 5 ～ 7 km ほどにある、昭和 30 年代後半から 50 年代にかけて造成された団地において、地盤の崩落や地すべり等が発生し、非常に多くの宅地が被災しました。本震に加え、4 月 7 日の 6 強の余震によりさらに被害は拡大しております。

これらの団地の多くは住民の高齢化が進んでおり、また宅地の人工法面や擁壁等に甚大な被害が発生しており、住民自身による復旧は困難な状況となっております。

(1) 被災宅地危険度判定の結果 (5 月 26 日現在)

調査宅地 3, 880 宅地

うち危険宅地 868 宅地

うち要注意宅地 1, 210 宅地

うち調査済宅地 1, 802 宅地

被災宅地危険度判定：地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、及び住民の安全を確保するために宅地の危険度を判定するもの。

- ・危険宅地：変状等が特に顕著で危険である。
- ・要注意宅地：変状等が著しく、当該宅地内に入る場合には時間・人数を制限するなど十分注意する。
- ・調査済宅地：変状等が見られるが、当面防災上の問題はない。

(2) 特に被害の大きい箇所

一定のまとまりをもって被害が及んでいる箇所は 65 箇所

そのうち、

- ・折立 5 丁目地区：警戒区域を設定(3 月 14 日)し、立ち入りを制限
- ・緑ヶ丘 4 丁目地区：避難勧告を実施(3 月 28 日)

(3) 主な被災要因

- ・地すべり
- ・擁壁のクラックやはらみだし
- ・擁壁背面の崩壊
- ・法面のすべり
- ・沈下・亀裂